

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

- 議案第53号 岩国市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 議案第54号 岩国市総合支所等設置条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 岩国市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 岩国市税条例の一部を改正する条例
- 議案第62号 岩国市集会所条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 岩国市周東福祉会館条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 市道南桑1号線災害復旧工事請負契約の一部変更について
- 議案第70号 財産の無償譲渡について
- 議案第71号 財産の無償譲渡について
- 議案第72号 字の区域の変更について

以上11議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告いたします。

議案第53号 岩国市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の審査におきまして、討論において、一部委員から「本条例を制定することにより、司法の判断を行政が覆すことができるようになると考えられることから、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 岩国市総合支所等設置条例の一部を改正する条例の審査におきまして、討論において、一部委員から「玖珂・周東総合支所統合に係る総合支所庁舎の建設場所については、当初、玖珂町・周東町の中央部にとの地元の思いがあったが、その思いが反映されていないことは問題があると考えられる。また、統合に伴う組織の改編により、住民サービスが低下すると考えられることから、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。